

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号)第8条の規定に基づき公告します。

令和7年2月25日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

(1) 件名	本館空調設備保守点検業務委託
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり
(3) 契約の条項を示す場所	総務部総務課
(4) 入札日時・場所	令和7年3月24日 午前10時 新潟市役所本館 対策室3 ただし、郵送で入札する場合は、書留郵便により 令和7年3月21日午後5時まで(必着)に、3 (2)の場所に提出してください。
(5) 履行期間・履行場所	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 本庁舎本館(新潟市中央区学校町通1番町602 番地1)
(6) 入札方式	契約方式は、総価での入札とします。
(7) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(8) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当する ときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為を したと認められる場合はその入札の全部を無効と します。
(9) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場 合は、入札を中止することがあります。
(10) 談合情報等により公正な入札 が行われないおそれがあるとき の措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれ があると認められるときは、入札期日を延期し、又 は取りやめることがあります。
(11) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によ

	ります。
(12) 予定価格	事後公表します。
(13) 最低制限価格	設けません。
(14) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無
(15) その他特記事項	

2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者
- (5) 下記要件に該当する者
 - a 新潟市内に本店（本社）又は支店があること。
 - b 本市の競争入札参加資格者名簿に空調設備保守点検で登載されていること。
 - c 入札公告の日から遡って3年間の間に延べ面積4,000㎡以上の建築物で空調設備保守点検を履行した実績がある、又は現に履行中であること。

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類
 - a 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号） 2部
 - b 2（5）cの履行実績を証する次の資料（いずれも提出が必要）
 - ・令和4年度以降に締結した契約の「契約書の写し」 1部
 - ・上記契約の履行が確認できる「履行届等」 1部
- (2) 提出先 新潟市総務部総務課
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市役所本館5階
電話 025-226-2409
ファクス 025-228-5500
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 申請期限 令和7年3月12日
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日までの午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和7年3月5日
- (3) 提出先 3(2)に同じ
- (4) 提出方法 メール又はファクシミリとします。
メール送信先: somu@city.niigata.lg.jp
- (5) 回答日 令和7年3月11日まで
- (6) 回答方法 個別にメールにて回答するほか、総務部総務課ホームページへ掲載します。
- (7) その他 電話での受付は一切行いません。
質疑書には、返信用メールアドレスを記入してください。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 郵送により入札する場合は、次の要領に従って送付してください。
 - ア 入札書は、封筒に入れて固く封をします。
 - イ 入札書を入れた封筒には、入札日、件名、入札者の商号・名称を記します。
 - ウ 入札書を入れた封筒を、さらに別の封筒に入れ、「入札書在中」と朱書きの上、書留郵便により送付してください。
 - エ 入札案件が複数ある場合も、入札書は1件ごとに別々の封筒に入れます。
- (7) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を一回行います。再度入札の方法については、別途指示します。ただし、初度入札で無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。
- (8) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上ある場合は、くじ

引きで落札者を決定します。郵送入札者のくじは、入札事務に関係のない職員が引くものとしします。

6 落札者の決定

本契約は予算の議決を要することから、本入札において有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札予定者としします。

7 その他

本契約の契約締結日は新年度となります。落札予定者は本契約の予定者となりますが、本契約に係る予約の権利は新潟市が有することとしします。

なお、落札予定者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合には、落札の予定を取り消し、本契約を締結しないものとしします。

別紙

質 疑 書

令和7年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

(担当者)
(ファクス)
(メールアドレス)

- 1 番 号 新潟市公告第104号
- 2 件 名 本館空調設備保守点検業務委託

質 疑 事 項

質 疑 事 項

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

令和7年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話)

(ファクス)

(メールアドレス)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品等一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和7年2月25日
番号	新潟市公告第104号
件名	本館空調設備保守点検業務委託

本館空調設備保守点検業務委託仕様書

1. 目的

この仕様書は、空調設備が正常かつ良好な運転状態に維持できるよう保守点検業務を行うための大綱を示すものである。

2. 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 履行場所

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

4. 対象設備の範囲

詳細は別紙-1のとおりとする。

5. 保守点検業務の内容

詳細は別紙-2のとおりとする。

なお、消耗品部の取替え程度の軽微な修理を含むものとする。また、故障連絡のあったときは、速やかに対応するものとする。

6. 検査の立合等

労働安全衛生法令の定めによるボイラー性能検査及び第一種圧力容器性能検査については、受託者において受験手続きを代行し、かつその検査には立会わなければならない。

7. 異常時の報告

この業務を遂行中に設備機器の異常を発見したときまたはこの仕様書に記載する軽微な修理の範囲を超える修理が必要であると判断したときは、直ちに市へ報告し、協議の上適切な措置を講ずるものとする。

8. 安全確保等

業務の遂行に当たって、関係法令を遵守し、火災、危害等の防止に注意するとともに、危険を伴う業務には十分に安全を確保しなければならない。

9. 打合せ等

この業務の実施に先立ち、次の事項を記載した実施計画書を提出し、担当職員と打合せを行わなければならない。

- (1) 業務実施方法
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実施工程表（年間及び月間）
- (4) 業務員名簿

業務上の責任者（以下「業務代理人」という。）等の名簿及び資格を要する業務にあつてはその充足を示す書類。

- (5) その他必要な事項

10. 成果報告書

この業務を遂行したときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施報告書（保守点検整備記録書、検査実施記録書等）
- (2) 業務日報
- (3) 業務実施状況写真
- (4) その他市が必要と認め提出を求めた書類

11. 市担当職員の立合確認等

受託者は委託契約書第11条に定める検査及び市が指定する業務が終了時等には、市担当職員の立合いを求め確認を受ける。ただし、市が承諾した場合には、立合いによらず写真、記録等により確認を受ける。

12. 必要事項の充足

本仕様書は設備機器の保守点検についての大綱を示すものであるから、仕様書に記載されていない事項であっても常識的に必要と認められるものについては、受託者においてこれを充足するものとする。

13. 業務管理

- (1) 受託者は履行前及び履行時に業務内容・作業内容をマニュアル化して提出し、市の承認を得なければならない。
- (2) 受託者は業務履行後に履行届・報告書を市に提出する。
- (3) 契約終了後、市はこの契約に関しての業務評価を行う。
- (4) 年度毎に、すべての業務の履行を市が確認し委託料を支払う。

14. 一般的事項

- (1) 業務を行う際は、事前に日程等を市と協議し決定のうえ業務を行うこと。
- (2) 業務終了後、直ちに業務報告書を作成し、市へ提出すること。
- (3) 業務実施中、修理等を要する箇所を発見した場合は、その都度市へ連絡しその指示を受けるものとする。
- (4) 市は、作業に必要な最低限の電気、水等は無償で支給する。
- (5) 原則として、作業に必要な計器、工具、機材、消耗品や軽微な修理等に関しては受託者が負担する。
- (6) 突発的障害が発生した時の修理調整にかかる費用等については、別途協議する。
- (7) 業務の遂行に当たって関係法令を遵守し、火災、危害等の防止に注意するとともに、危険を伴う業務には十分に安全を確保しなければならない。
- (8) この業務は原則として平日（土曜日を含む。）の日中に行うものであるが、市が指定する若干の業務については、平日の夜間又は日曜日・休日に行う場合もある。
- (9) 契約終了時には、次の受託者が円滑に業務を開始できるように十分な引継ぎを行わなければならない。
- (10) この他、業務遂行上附带的に実施が必要となる事項については、市の指示に応じて実施しなければならない。
- (11) 庁舎の利用状況や勤務者数・来庁者数などに大きな変化があった場合、業務内容や契約内容・契約額等が変更になることがありうる。
- (12) 委託期間中に市が実施する訓練、図面作成、現地調査などに協力を求めることがある。

15. その他

市が実施する賃金の抜き取り調査に協力すること。また、賃金の抜き取り調査の結果に基づき、市からは正指導を受けた場合は、誠意を持って対応すること。

空調設備保守点検対象機器一覧表

区分	番号	対象設備	機器番号	台数
保守対象機器一式	1	鑄鉄製ボイラー 最高使用圧力 1.0 kg/cm ² 伝熱面積 9.87 m ² 製造者 昭和鉄工(株)	BS-1	1 基
	2	第一種圧力容器 貯湯槽 容量 3.292 m ³ 製造者 (有)宇佐美工業所	THS-1	1 基
	3	空調機 (AC・還風機) 製造者 (主機械室・4 階中央・5 階・6 階全域) 新晃工業(株) 製造者 上記以外の区域 ホトレン(株) 全熱交換器 製造者 (株)東洋製作所	AC	46 台
	4	送・排風機 製造者 松下精工(株)	FS・FE FSM	46 台
	5	パッケージ型空調機 (電話交換室) 天吊型ヒートポンプユニット 三菱電機(株)		1 台
	6	自動制御器 熱源制御装置 (燃料系) 山武ハネエル(株) ローカル制御装置 横河シジョンコントロールズ(株)		1 式
	7	冷温水発生機 製造者 荏原冷熱システム(株) B2 階	R-1、R-2	2 台
	8	空冷ヒートポンプチラー RHUP5300AZG3B 6 階 製造者 日立アプライアンス	HRP-1	1 台
	9	蓄熱用循環ろ過装置 製造者 市田化学(株) B2 階	SDF-1	1 台
	10	貯湯槽 (エコキュート) 製造者 (株)ベルテクノ B2 階	TW-1	1 台
保守対象外機器	11	冷却塔 6 階	CT-1	2 台
	12	水-水熱交換器 B2 階	HEX-1	1 台
	13	冷温水ポンプ (定流量) B2 階	PHC-1	1 台
	14	冷温水ポンプ (変流量) B2 階	PHC-2	1 台
	15	冷水ポンプ (変流量) B2 階	PC-3	2 台
	16	冷水ポンプ (変流量) B2 階	PC-4	1 台
	17	冷温水ポンプ (変流量) B2 階	PHC-5	1 台
	18	冷温水ポンプ (変流量) B2 階	PHC-6	1 台
	19	冷温水ポンプ (定流量) B2 階	PHC-7-1	1 台
	20	冷水ポンプ (定流量) B2 階	PC-7-2	1 台
	21	冷却水ポンプ B2 階	PCD-1	1 台
	22	冷却水ポンプ B2 階	PCD-2	1 台
	23	冷温水ヘッダー B2 階	HH-2	1 台
	24	薬注装置 6 階	WA-1	1 台
	25	業務用エコキュート B2 階	EW-1	1 台
	26	給湯循環ポンプ B1 階	PHW-1	1 台
	27	給湯加圧ポンプ B2 階	PHW-2	1 台

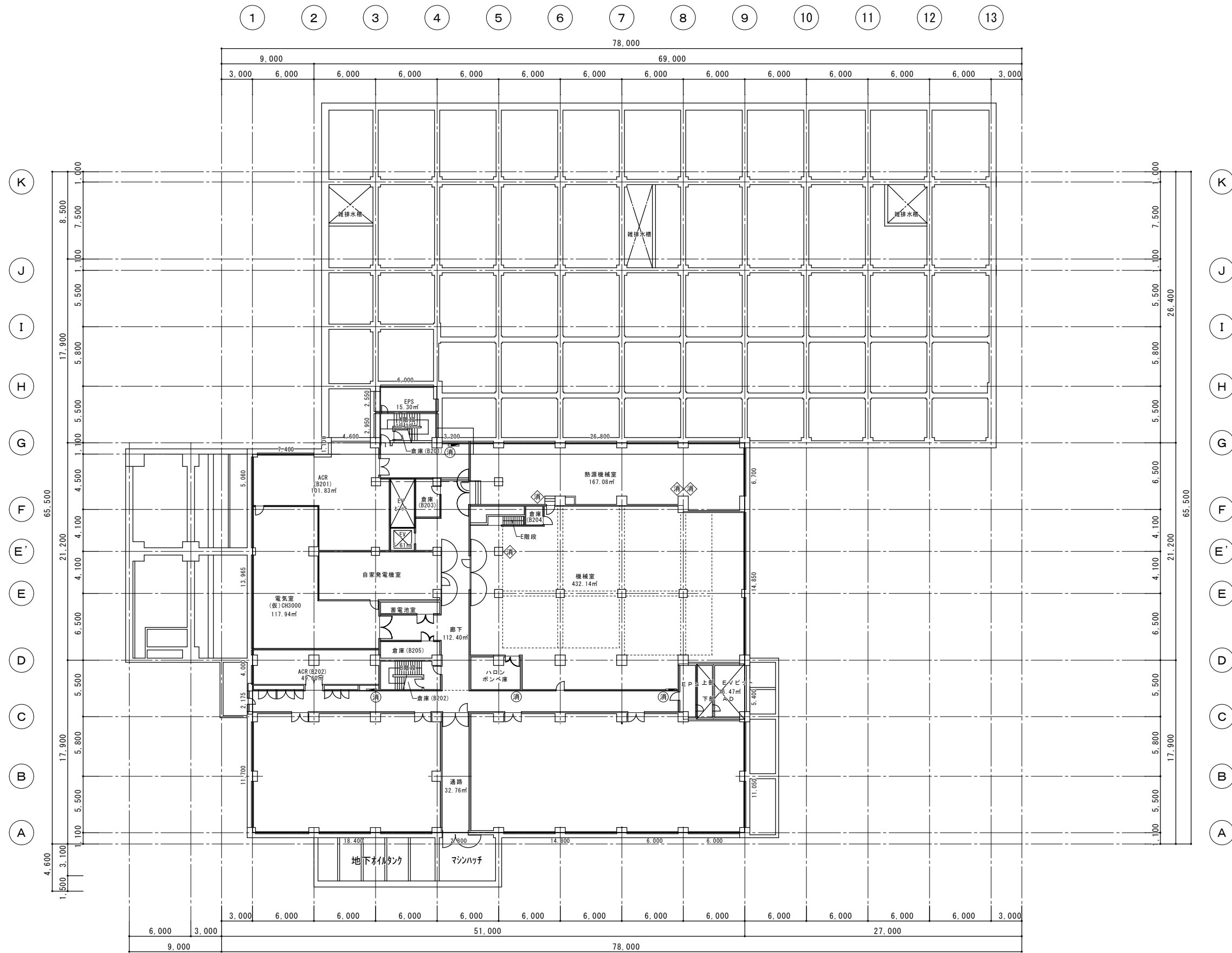
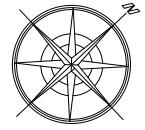
保守対象機器	記号	メーカー	冷房能力	電動機出力	対象室	室内機台数	室外機置場
	EHP-1	日立	7.1kW	1.55kW	会計課	3台	B1階 ドライ エリア
	EHP-2	日立	4.0kW	0.65kW	会計課		
	EHP-3	日立	4.5kW	0.75kW	職員組合		
	EHP-4	日立	3.6kW	0.55kW	地下1階会議室(総務部総務課統計係)	1台	
	EHP-5	三菱	20 kW	4.6 kW	総務部総務課・行政経営課・職員課	2台	屋上
	EHP-6	三菱	20 kW	4.6 kW	人事課	1台	屋上
	EHP-7	三菱	12.5kW	4.6kW	喫茶室	1台	2階
	EHP-8	三菱	20.0kW	4.6 kW	西棟1階福祉部及びこども未来部	2台	B1 公 用車 駐車 場内
	EHP-9	三菱	20.0kW	4.6 kW	西棟1階福祉部及びこども未来部	2台	B1 公 用車 駐車 場内
	EHP-10	三菱	20.0kW	4.6 kW	西棟 2 階環境部、土木部、下水道部	2台	2階 屋上
	EHP-11	三菱	20.0kW	4.6 kW	西棟 2 階環境部、土木部、下水道部	2台	2階 屋上
GHP-1	パナソニック	56.0kW	12.4kW	第1会議室 副市長室 副市長応接室 第2会議室 第4会議室 副市長室 参与室 倉庫	18台	屋上	
GHP-2	パナソニック	45.0kW	10.0kW	来客控室 秘書課 市長応接室 市長室特別控室	17台	屋上	

	GHP-3	パナソニック	56.0kW	12.4kW	議会運営委員会室 副議長応接室 副議長室 議長室 議長応接室 議会事務局長室 議会事務局	16台	屋上
	GHP-4	パナソニック	71.0kW	15.7kW	議会図書室 共産党議員団 応接室 民主にいがた 市民ネットにいがた 新市民クラブ 翔政会 無所属 新潟市公明党	24台	屋上
	GHP-5	パナソニック	71.0kW	15.7kW	講堂 執行部控室 特別控室	11台	屋上
	GHP-6	パナソニック	56.0kW	12.4kW	第5委員会室 第4委員会室 第3委員会室 第2委員会室 第1委員会室	16台	屋上

保守点検業務内容

1	蒸気ボイラー (性能検査含む)	回数 年1回
(1)本体 (2)燃焼装置 (3)自動制御その他	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、水圧試験、安全弁試験、圧力計・水面計の点検 ・バーナ分解清掃点検、制御機器等の点検調整、燃料、配管系の漏れ、ストレーナーの清掃等の点検 ・操作盤の点検、給水装置等の点検、地震感知器 	
2	第一種圧力容器 (性能検査含む)	回数 年1回
(1) 貯湯槽	<ul style="list-style-type: none"> ・電気防食装置の点検 ・安全弁試験、圧力計の点検 ・缶体内部の整備、清掃 	
3	ユニット形空調機	回数 年1回
(1)送風機及び電動機 (2)加湿器 (3)冷温水コイル (4)本体各部 (5)防振装置 (6)フィルター (7)軸・軸受 (8)駆動モーター (9)ベルト (10)ロータ・エレメント	<ul style="list-style-type: none"> ・異音、異常振動、温度上昇の点検、軸受の給油点検、絶縁抵抗測定、Vベルトの伸張度、摩耗、損傷の点検、軸と羽根車、軸受、プーリ取付状態の点検 ・噴霧の状態、ノズルの目詰り清掃点検 ・コイルの主管、ヘッダー等の漏れ点検、フィンの汚れ、目詰り、腐蝕の点検 ・ドレンパンの清掃、断熱材の剥離、損傷、劣化等の点検、点検扉の点検 ・防振材の変形、劣化の点検、キャンバス継手の損傷点検 ・ろ材の点検 ・変形、芯ずれ、給油点検 ・オイル交換 (必要な場合)、絶縁抵抗測定 ・亀裂、損傷等の点検 ・変形、損傷の点検及び汚れ清掃 	
4	送排風機	回数 年1回
(1)電動機及び軸受部 (2) 羽根車、Vベルト (3)防振装置	<ul style="list-style-type: none"> ・異音、異常振動、温度上昇の点検、軸受の給油点検、絶縁抵抗測定 ・Vベルトの伸張度、摩耗、損傷の点検、取付状態の点検 ・防振材の変形、劣化の点検、キャンバス継手の損傷点検 	
5	パッケージ形空調機	回数 年1回
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気回路動作確認点検、運転音、振動等異常の点検 保護回路の動作確認、ドレンパン排水状態の点検 エアフィルター清掃点検、運転調整 	
6	自動制御装置	回数 (シーズン切換含む) 年1回
	<ul style="list-style-type: none"> ・機器機能、動作点検、確認、清掃、保守用消耗雑部品補充・交換 	
7	フィルター廃棄	
	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機用プレフィルター、メインフィルターB1F、換気フィルターのうち、使用限度を超えたフィルターろ材の場外搬出とその最終適切処理 ・上記のフィルターろ材の廃棄処分は、産業廃棄物処理の公的処理資格を有する専門業者にその最終処理を委ねる事とする。 	

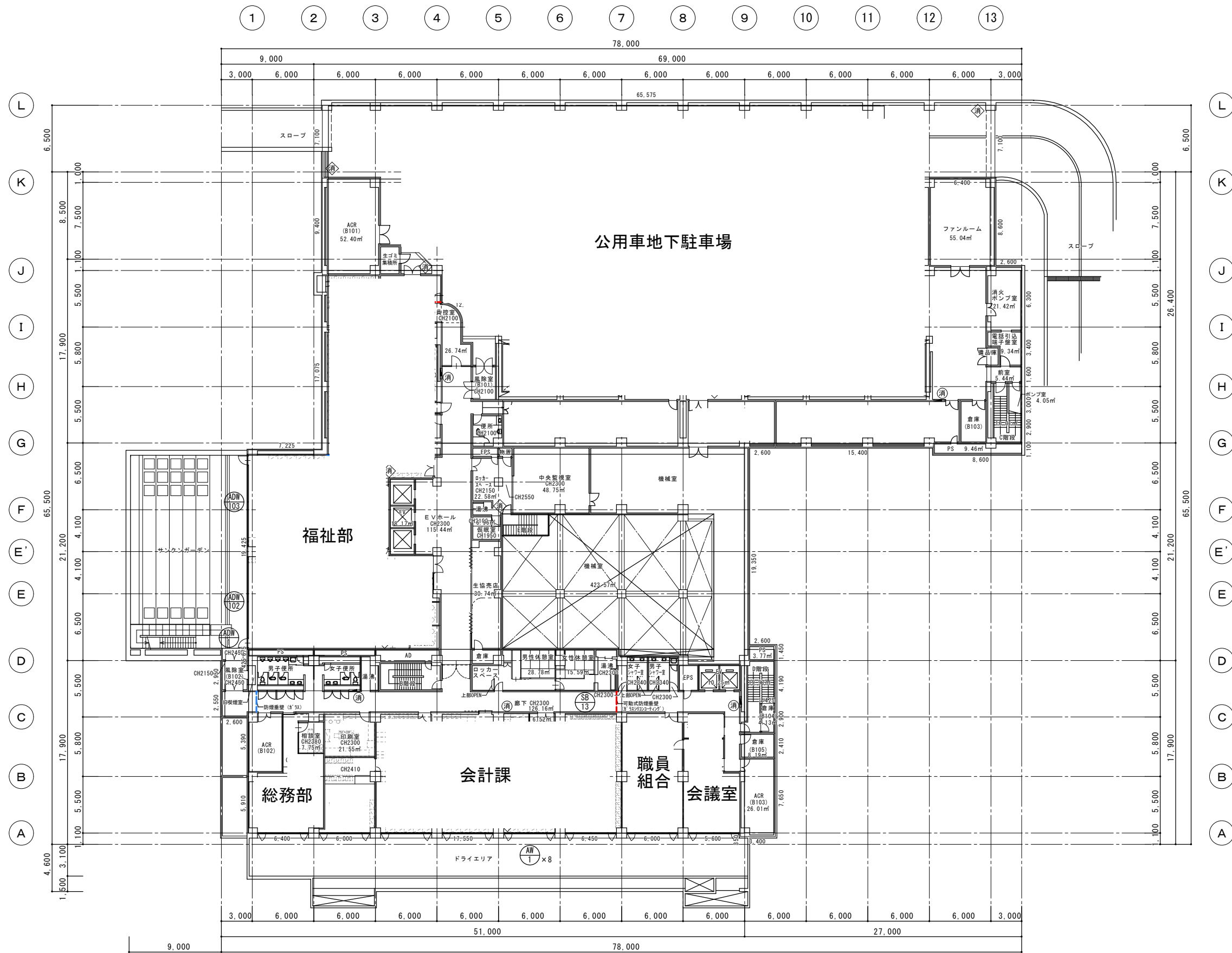
8	吸収式冷温水発生器	回数 (シーズン切換含む)	年2回
		<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房切替整備、試運転 ・冷房シーズン中巡回点検 (1回/シーズン) ・吸収溶液分析 	
9	空冷ヒートポンプチラー	回数 (シーズン切換含む)	年2回
		<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房切替整備、試運転 	
10	蓄熱用循環ろ過装置	回数	年1回
		<ul style="list-style-type: none"> ・劣化ろ材交換・補充、点検 	
11	貯湯槽 (エコキュート)	回数	年1回
		<ul style="list-style-type: none"> ・水槽内部清掃、点検 ・上記作業の発生材は廃棄処分を適正に行うこととする。 	
12	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和器		
		建築保全業務共通仕様書 (令和5年度版) 4. 3. 7による	



凡例

	消火器*ガス (屋内消火栓併設型) を示す
	消火器*ガス (壁埋込) を示す
	消火器 (床置き・壁掛け) を示す

B 2 階全体平面図 (現況) S=1/200

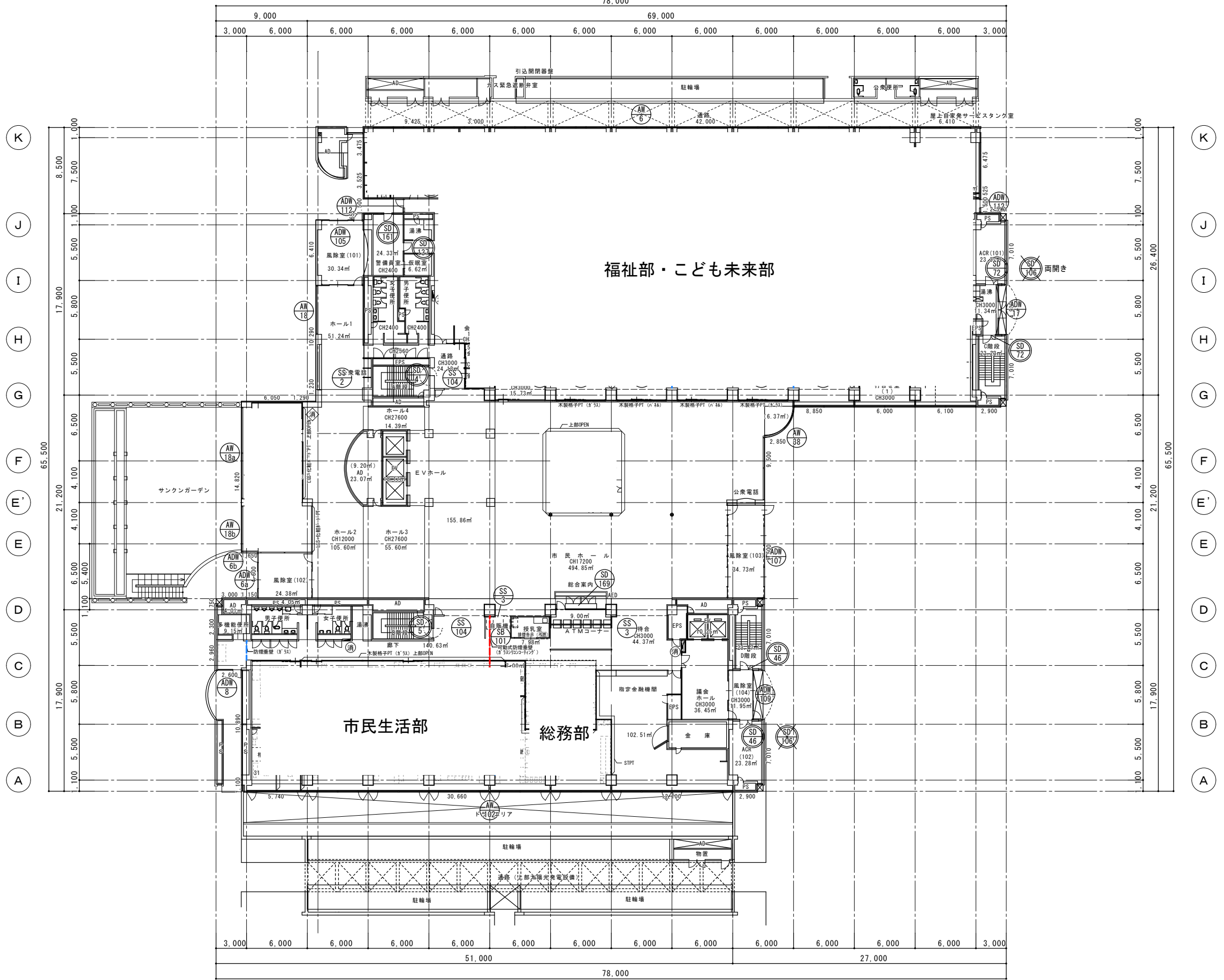


凡例

	消火器*ガス (屋内消火栓併設型) を示す
	消火器*ガス (壁埋込) を示す
	消火器 (床置き・壁掛け) を示す

B 1 階全体平面図 (現況) S=1/200

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13

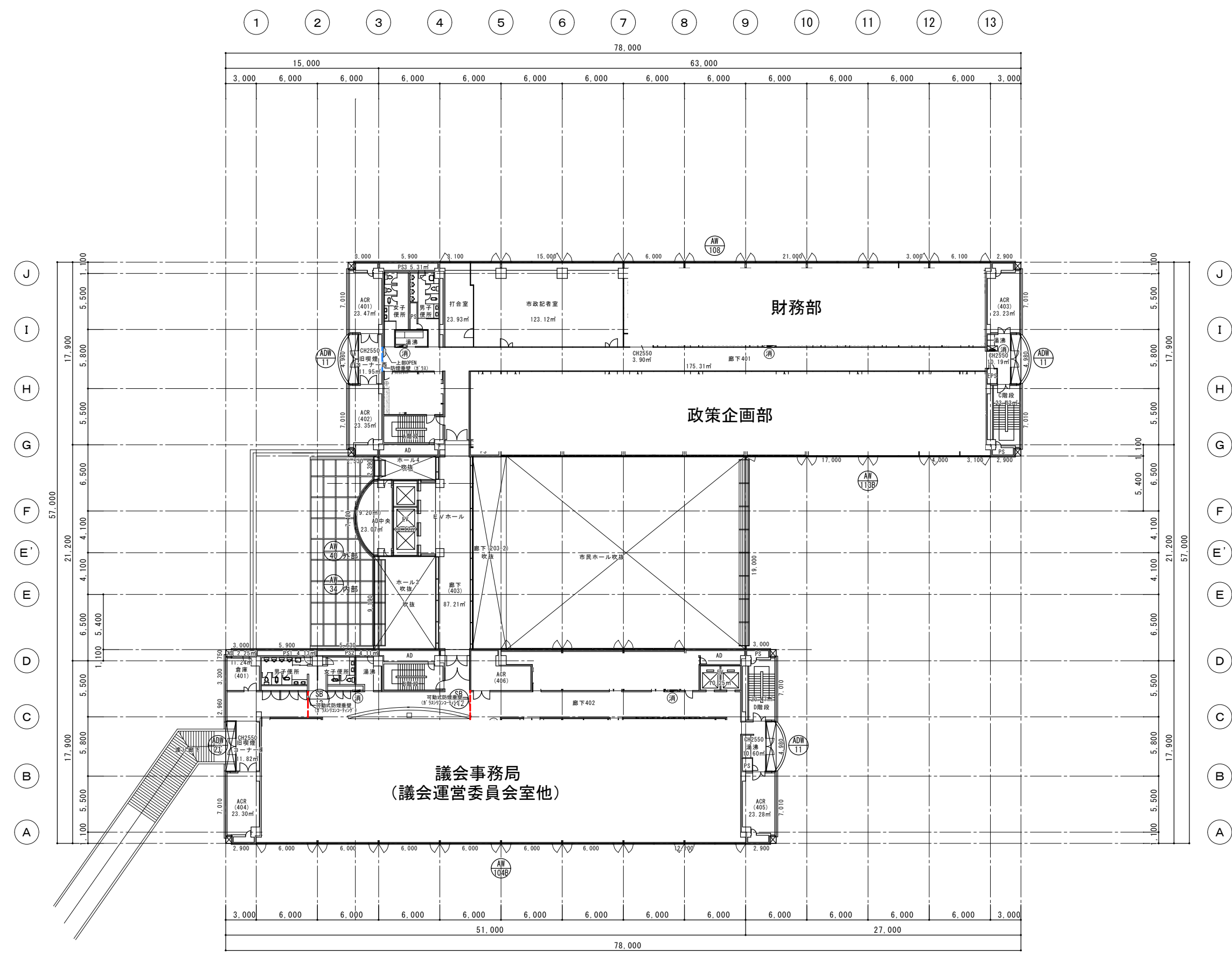
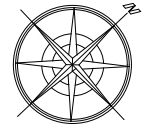


凡例

	消火器*ヶ所 (屋内消火栓併設型) を示す
	消火器*ヶ所 (壁埋込) を示す
	消火器 (床置き・壁掛け) を示す

1階全体平面図(現況) S=1/200

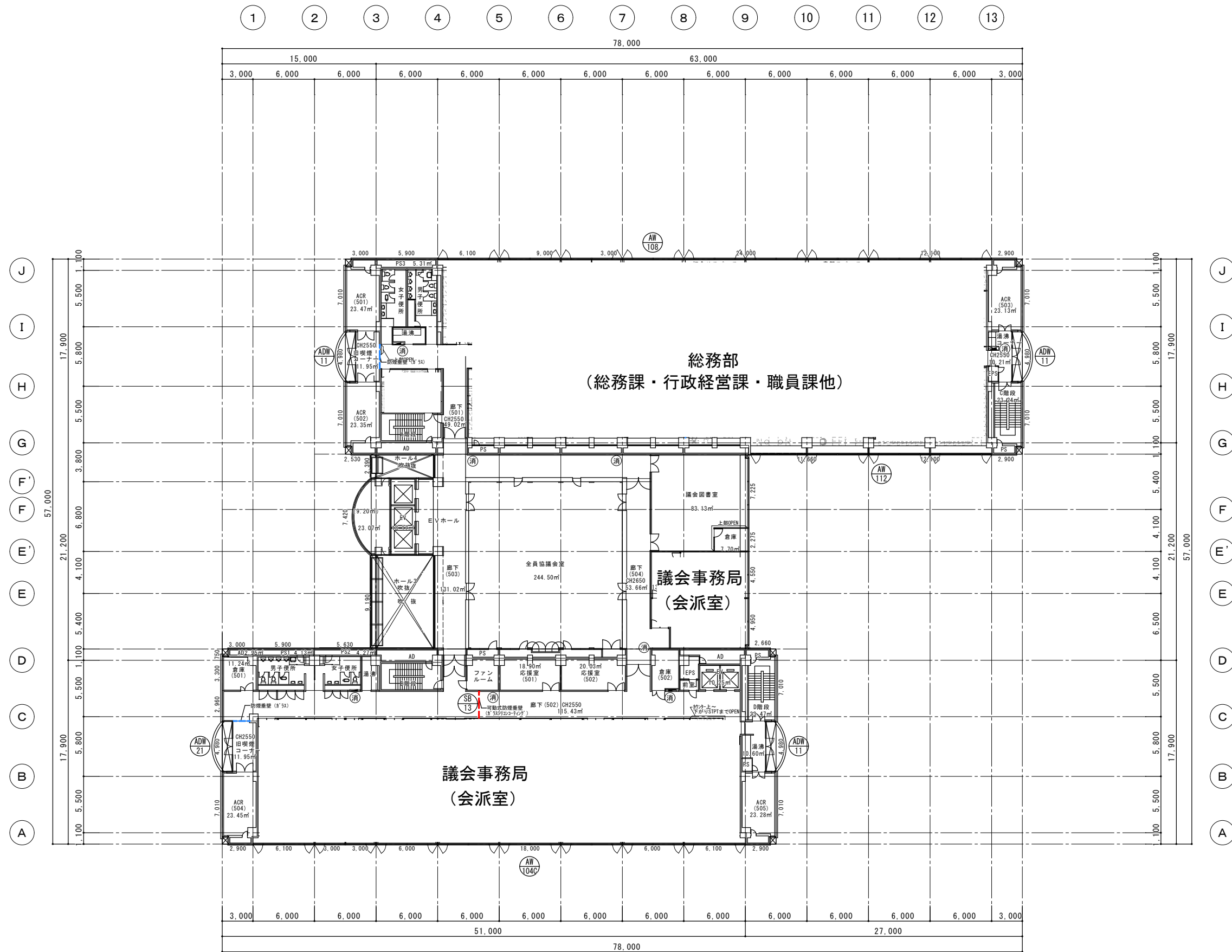
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13



凡例

	消火器* ヲス (屋内消火栓併設型) を示す
	消火器* ヲス (壁埋込) を示す
	消火器 (床置き・壁掛け) を示す

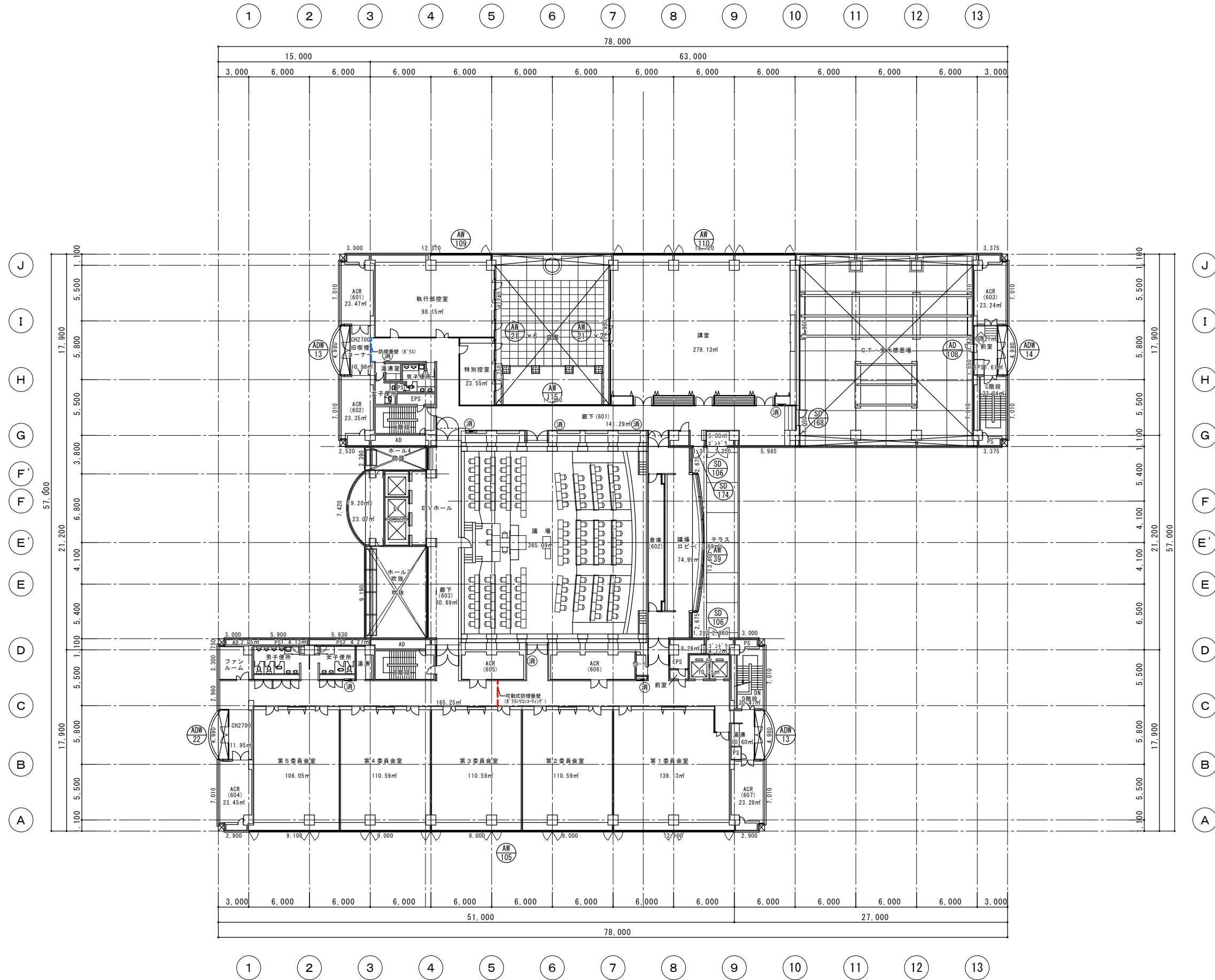
4階全体平面図(現況) S=1/200



凡例

	消火器* ヲス (屋内消火栓併設型) を示す
	消火器* ヲス (壁埋込) を示す
	消火器 (床置き・壁掛け) を示す

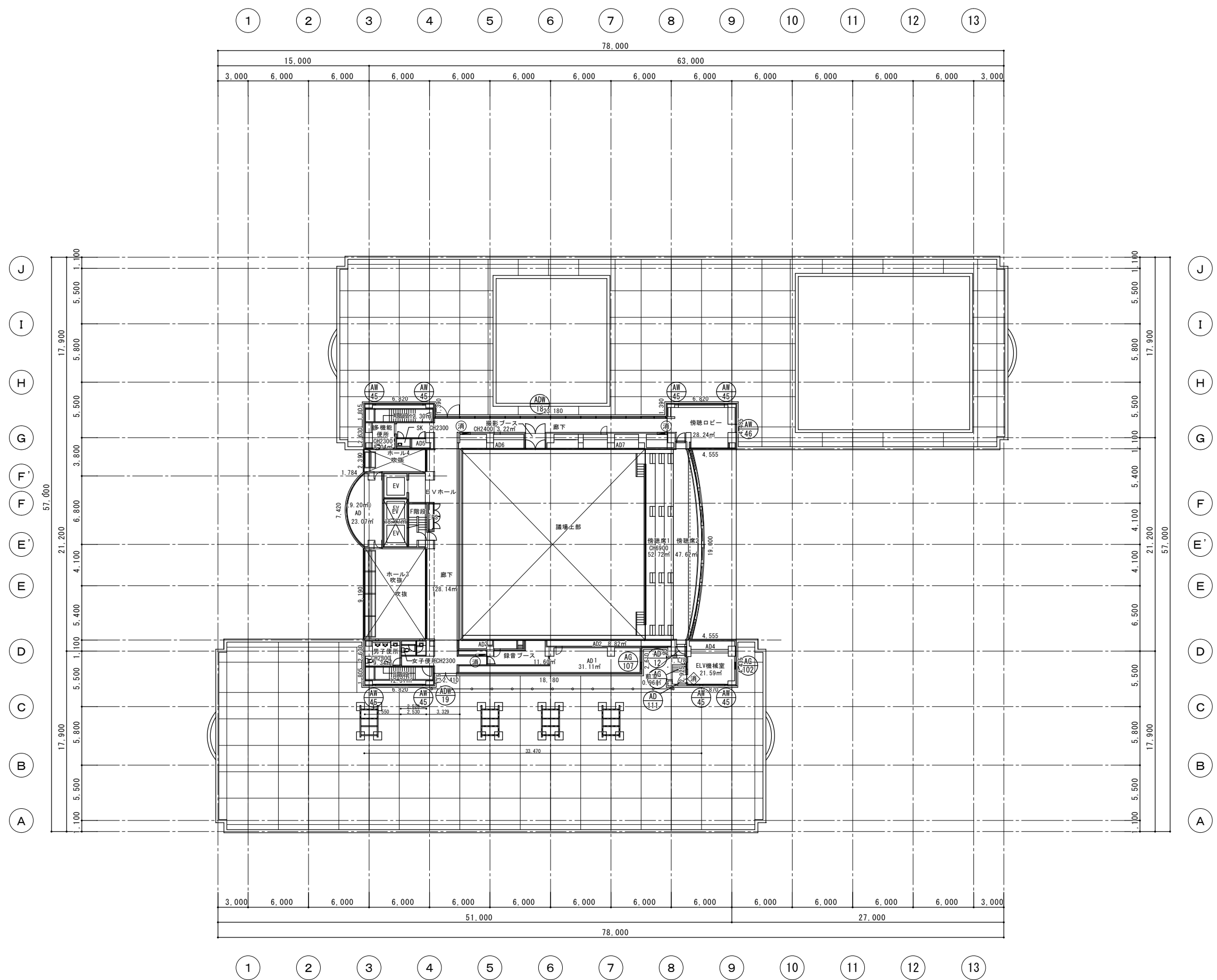
5階全体平面図(現況) S=1/200



凡例

	消火器*ツカ (屋内消火栓併設型) を示す
	消火器*ツカ (壁埋込) を示す
	消火器 (床置き・壁掛け) を示す

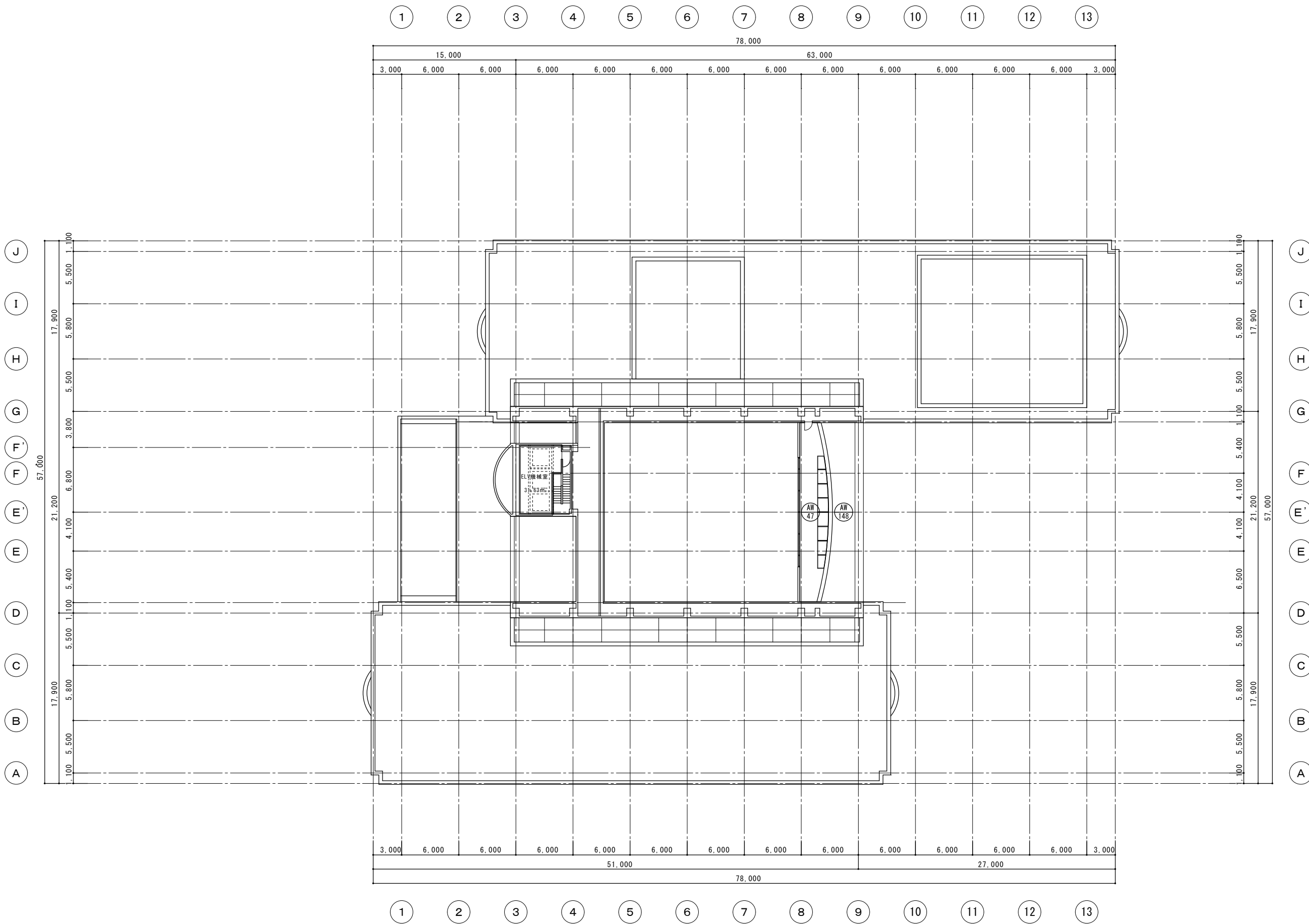
6階全体平面図(現況) S=1/200



凡例

	消火器* ッカス (屋内消火栓併設型) を示す
	消火器* ッカス (壁埋込) を示す
	消火器 (床置き・壁掛け) を示す

7階全体平面図(現況) S=1/200



PH階全体平面図(現況) S=1/200